

平成 29 年度 第 1 回 浜松市総合教育会議 次第

日時：平成 29 年 7 月 3 日(月) 10:00～12:00

場所：庁 議 室

1 開会

2 市長あいさつ

3 平成 29 年度の協議事項など 資料 1

4 本日の協議事項

(1) 「不登校対策」について 資料 2

(2) 「コミュニティ・スクールの推進」について 資料 3

5 閉会

平成 29 年度の協議事項などについて

◆開催時期

年 3 回（ 7/3、9 月、12 月頃 ）を予定

◆新規議題

- ・「不登校対策」について
- ・「子どもと向き合う時間の確保」について
- ・「教育の IT 化」について

◆継続議題

「コミュニティ・スクールの推進」または第 1 回、第 2 回の議題について
（必要に応じて報告など）

◆有識者などからの意見聴取

議題に応じ、必要がある場合は、実践的な取り組みを行う個人・団体や大学教授、自治体関係者などによる講話及び質疑応答を取り入れる。

(1) 協議事項「不登校対策」について

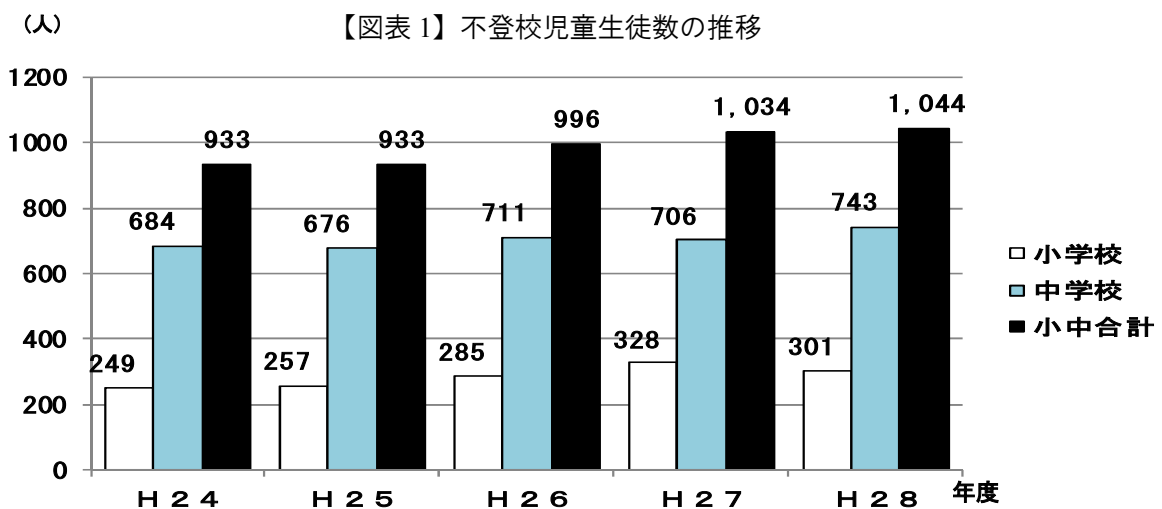
1 概要等

- 教育相談体制の充実や支援員の配置などにより、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた様々な支援を行ってきたが、本市の不登校児童生徒数は年々増加し、平成 27 年度に 1,000 人を超え、生徒指導上の喫緊の課題となっている。
- この主な要因には、児童生徒が適切な人間関係の構築ができないことや、勉強のつまずき、生活リズムの乱れ等がある。また背景として、過保護や放任、育児不安等の保護者側の課題もある。このように不登校児童生徒が抱える課題および背景が多様化、複雑化したことが不登校の増加を招いている。

2 本市の現状

(1) 不登校児童生徒数の推移

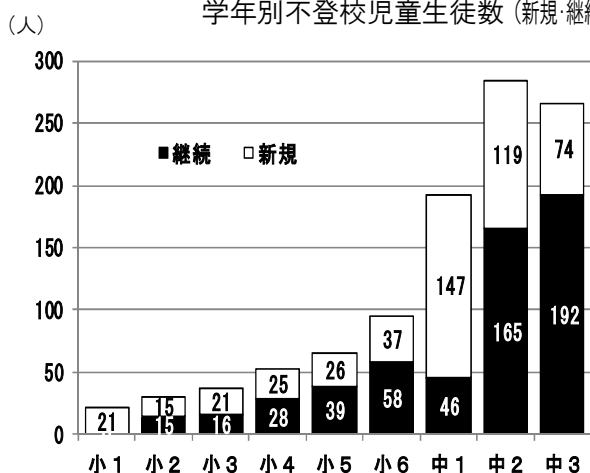
- 本市の不登校児童生徒数は年々増加し、平成 27 年度に 1,000 人を超え、平成 28 年度は 1,044 人（小学校 301、中学校 743）となっている。【図表 1】



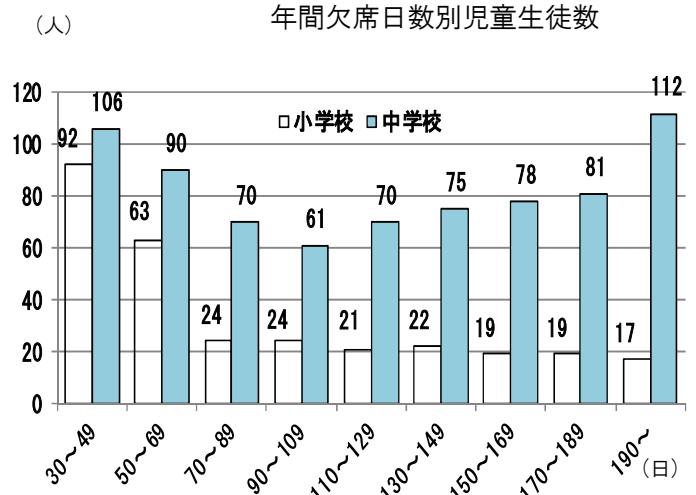
(2) 不登校児童生徒数の内訳

- 本市の不登校児童生徒数は中学 2 年生が最も多く、新規不登校児童生徒は中学 1、2 年生が多い。【図表 2】
- 不登校の欠席日数別では、小学生では欠席日数 70 日未満が多く、中学生では欠席日数 70 日未満と 190 日以上が多い傾向がみられる。【図表 3】

【図表 2】 平成 28 年度
学年別不登校児童生徒数（新規・継続）

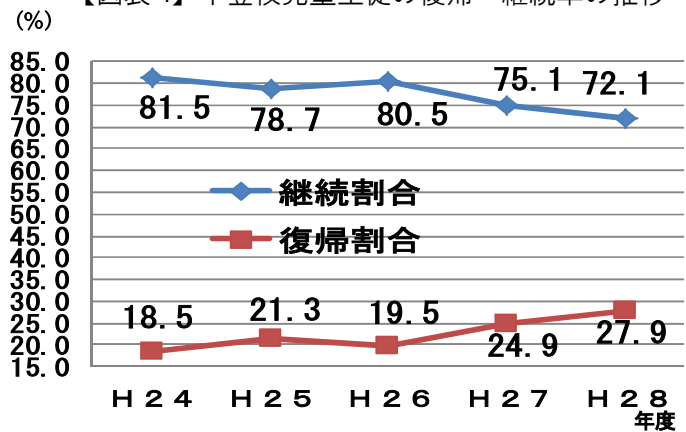


【図表 3】 平成 28 年度
年間欠席日数別児童生徒数



- 平成 28 年度に不登校から復帰した児童生徒数は 216 人（復帰率 27.9%）で、復帰率は 2 年連続増加している。
【図表 4】

【図表 4】 不登校児童生徒の復帰・継続率の推移



3 平成 29 年度の主な取組

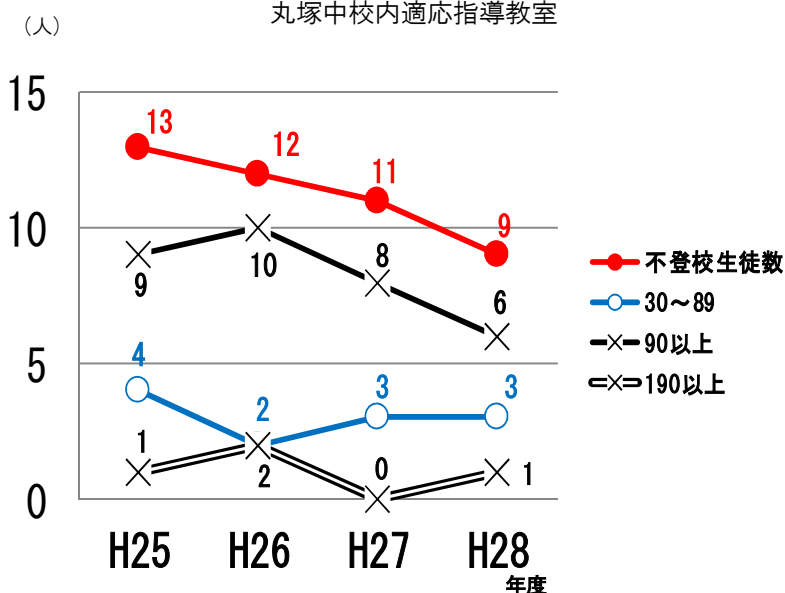
(1) 未然防止

- ①新たな不登校を出さないために「対人関係トレーニング」の試行的な実施
 - 中学校 5 校（江西中、東部中、浜北北部中、笠井中、西部中）
 - 小学校 11 校（菟丘小、瑞穂小、南の星小、三ヶ日東小、舞阪小、北浜小、笠井小、豊西小、西小、鴨江小、県居小）
- ②良好な家庭環境のために「子育て勉強会」の試行的な実施
2 中学校区の保護者（1 中学校区 15 人程度）を対象に実施する。

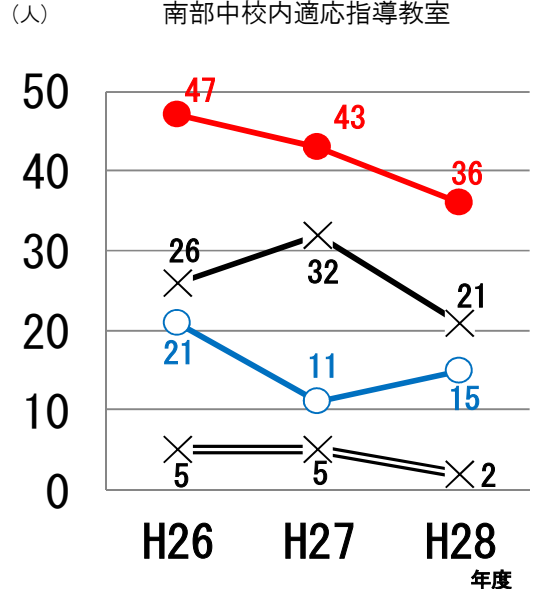
(2) 初期対応

- ①「不登校のサイン」を見落とさない学校体制
平成 27 年度に作成した「不登校児童生徒支援マニュアル」のさらなる周知に努める。
- ②校内での居場所としての校内適応指導教室の設置
 - 平成 27 年度、丸塚中学校、平成 28 年度には南部中学校に校内適応指導教室を設置し、各 1 人の指導員（700 時間/年）を配し大きな成果を上げている。【図表 5・6】
 - 小学校で約 5 割、中学校で約 9 割の学校で教室とは別の居場所を作り、自主運営をしている実態があるが、専任の支援員が付かないため主だった成果が見られない状況にある。

【図表 5】 平成 27 年度開設
丸塚中校内適応指導教室



【図表 6】 平成 28 年度開設
南部中校内適応指導教室



(3) 自立支援

① 適応指導教室で学校復帰と社会的自立を支援

- 市内6カ所に適応指導教室を開設。
- 適応指導教室に通う児童生徒は、年々増加している。【図表7】
- 教室別の利用人数等は【図表8】のとおりである。
- 平成28年度に適応指導教室を利用した児童生徒の48%が年度内に学校復帰を果たした。【図表9】
- 中学3年生の卒業後の進路状況では、平成27年度に適応指導教室へ通った生徒は、【図表10】のような進路になった。

【図表7】 適応指導教室入級児童生徒数の推移

*平成26年度くすのき教室開設により増 (人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
小学生	—	16	25	35	28
中学生	—	101	120	119	132
合計	121	117	145	154	160

【図表8】 平成28年度6適応指導教室の入級児童生徒と区別不登校児童生徒数

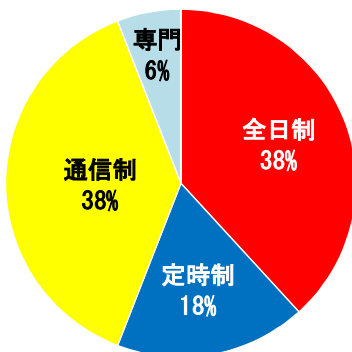


【図表9】 平成28年度 適応指導教室入級児童生徒の状況 (n=160人)

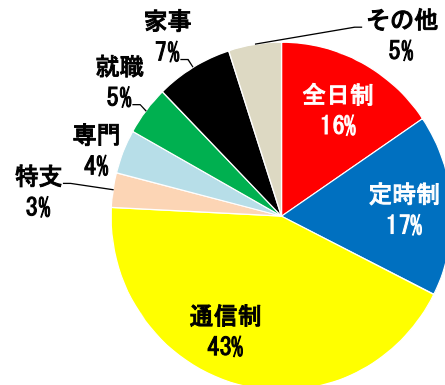
児童生徒の状況	人数 (%)
全復帰 (学校への復帰)	15人 (9%)
併用型 (学校・適応指導教室の利用)	62人 (39%)
適応のみ	61人 (38%)
不適応 (適応指導教室も不適応)	22人 (14%)
合計	160人

【図表10】 中3不登校生徒の進路状況

平成27年度 適応指導教室を利用した中3生徒 n=34



平成27年度 浜松市不登校中3生徒
(平成27年度適応指導教室中3生徒を除く) n=219



② 発達障害等の児童生徒の適応指導教室への受け入れ

- 「発達障害やその傾向のある児童生徒は集団不適応に陥りやすい」と言われている。平成27年度の適応指導教室入級児童生徒の約75%が、発達障害の診断を受けていたり、指導員から発達障害の疑いがあると報告されたりしている。
- 一部で適応指導教室では支援ができず、引きこもりになったり、多人数になじめず適応指導教室に別室を設置したりしている。

4 考察および課題

不登校児童生徒の総数は増えているが、不登校からの復帰の増加、不登校の継続の減少など、近年良い傾向も表れてきた。この点をさらに伸ばし、不登校児童生徒数の減少に結びつけるために以下の3点をポイントにした。

<未然防止>

(1) 新規不登校を出さない人間関係作り

考察

温かい人間関係があれば不登校になるリスクを減らすことができることから、本年度から試行的に実施する「対人関係トレーニング」や「子育て勉強会」の効果が期待できる。

課題

本年度の試行結果を検証し、学校でどのように「対人関係トレーニング」や「子育て勉強会」を実施していけるか検討する必要がある。

<初期対応>

(2) 校内適応指導教室の拡充

考察

市内2中学校に設置した校内適応指導教室は学校には登校できるが教室には入ることができない児童生徒の受け入れの場として、大変効果があった。

課題

校内適応指導教室は、10人以上の不登校児童生徒が在籍する小中学校（平成28年度:小学校6校 中学校30校 計36校）に設置していきたいと考えている。教員免許を所持している支援員を校内適応指導教室1カ所につき1人配置しなければならず、人材確保が課題である。

<自立支援>

(3) 適応指導教室の充実

考察

学校に登校できない不登校児童生徒が校外の適応指導教室を活用し、心を休めながら集団生活をするにより、適応指導教室入級者の約5割が学校復帰を果たし、在級した中学3年生徒すべてが進路先を決めた。適応指導教室の存在意義は大変大きい。

課題①

適応指導教室が自宅から遠過ぎて通えない不登校児童生徒の存在や適応指導教室の入級者が多人数になり、入級児童生徒にとってよい環境と言えない教室等の問題があり、適応指導教室の適切な配置と設置数の充実が課題である。

課題②

発達障害により不適応状況が著しい児童生徒を現状の適応指導教室に受け入れることに限界がある。既存の適応指導教室への専門的な知識を持った指導員の配置やさらなる活動場所の確保、または、発達障害により不適応状況が著しい不登校児童生徒のための新たな適応指導教室の設置等が課題である。

(2) 協議事項「コミュニティ・スクールの推進」について

1 概要等

- 第3次浜松市教育総合計画に基づき、地域とともにある学校づくりを目指すため、学校・地域・保護者が連携し学校運営を進める仕組みであるコミュニティ・スクールについて、推進モデル校での実施検証を行う。

2 これまでの主な意見（平成28年度第3回会議）

- 制度導入時における自治会の多忙感や学校の負担の増加に対する対応
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの活用
- 地域の理解・協力を得るための働きかけ
- 学校を支える教育委員会と、地域をサポートする市長部局との連携

3 本市の現状と課題

- 平成28年度からコミュニティ・スクール推進モデル校（以下、「推進モデル校」）に運営協議会を設置し、運営方法等に関する検証を行っている。本年度はその2年目である。推進モデル校運営協議会を各校で年4回程度開催し、学校運営の基本方針や教育活動等について協議する。
平成28年度選定校：菟丘小、富塚小、富塚西小、富塚中
平成29年度 // : (上記4校に加え) 砂丘小、北浜南小、水窪小、笠井中
- モデル校の取組を充実させるための情報共有や地域コーディネーターの育成が必要である。
- 推進モデル校運営協議会の設置及び活動に対する保護者・地域等への周知不足が課題である。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」）及び社会教育法の改正（いずれも平成29年4月1日施行）を受け、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進の検討が必要である。

4 主な取組

- 地域コーディネーター育成の一環として研修会の開催や推進モデル校同士の情報交換の場を設定し、運営協議会における地域コーディネーターの役割を確立する。
- モデル校の保護者や地域住民に、コミュニティ・スクールに関するリーフレットを作成し配布する。
- 地教行法の改正に伴い、学校運営協議会規則の制定（コミュニティ・スクールの本格導入）に向けた制度設計を行い、第3次浜松市教育総合計画 後期計画（平成32年度～平成36年度）へ反映していく。

5 本日の協議のポイント

- 本格導入に向けての課題と今後の取組